

○行方市再生可能エネルギー発電事業届出要項

平成25年2月4日

(目的)

第1条 この要項は、行方市内において実施される、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定により認定された再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業を把握するため、事業内容の届出を依頼するものである。

(事業内容の届出)

第2条 事業内容の届出は、着工の30日前までに、再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第1号)を提出して行うものとする。

(届出先)

第3条 届出書の提出先は、新エネルギー対策担当部署とする。また、届出書の提出は郵送にて行うことができる。

(添付書類)

第4条 第2条による届出書へ添付する書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業(以下「発電所」という。)の位置を示した縮尺50,000分の1以上の位置図
- (2) 発電所内の設備配置状況及び発電所周辺の状況を示した縮尺1,000分の1以上の配置図

(変更の届出)

第5条 第2条より届け出た内容を変更するときは、変更部分を赤字にて太陽光取事業届出書(様式第1号)へ記入し、変更を行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年2月4日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から施行する。